

解体作業安全衛生セミナー

開催のご案内

（全会場満席となりましたので受付を終了しました。）

石綿は、その断熱性、耐摩擦性等の優れた特性から、我が国に輸入された石綿のうち9割以上が建材として利用されてきましたが、肺がん、中皮腫、石綿肺等の重篤な職業性疾患を引き起こすことが分かり、平成18年に製造、使用、輸入等が全面的に禁止されました。

石綿が使用された建築物の老朽化等による解体工事は、今後10～20年がピークとなることから、解体業者の方々にとっては、今後も、石綿含有の有無に関する事前調査、ばく露対策等が必要となっています。

石綿障害予防規則（技術上の指針等を含む）等により具体的な対策が義務づけられていますが、十分な対策がとられていない解現場も存在しているのが実情です。

川崎市では、レベル3建材に係る届出（条例）のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、平成26～27年度の立入検査の結果、約6割の現場でいわゆるレベル3石綿建材の把握漏れが確認されています（平成28年5月総務省勧告）。

また、レベル3建材であっても、石綿だと認識しないままに破碎や切断等を行い、ばく露防止措置を講じなければ、労働者が高濃度で石綿にばく露し、また、レベル3建材について、石綿の使用を把握していても、作業方法やばく露防止措置が適切で無ければ、労働者が高濃度で石綿にばく露することがあります。

埼玉労働局では、建築物等の解体等の作業における労働者等の石綿のばく露防止のため、下記の通り、建築物の解体等セミナーを開催いたしますので、積極的にご参加頂きますようお願い致します。

1 日時

回数	開催日・会場	時間	内容（各回とも同じ内容です）
第1回 熊谷 満席	平成30年2月9日（金） 消費生活支援センター熊谷 満席のため受付を終了しました。	14:00～ 16:00	(1) 解体工事の安全衛生管理 (2) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（2.10版）の改正のポイント
第2回 さいたま 満席	平成30年2月13日（火） 埼玉労働局（さいたま新都心） 満席のため受付を終了しました。	14:00～ 16:00	(3) 関係法令 石綿障害予防規則 （石綿障害予防規則の改正の検討状況等を含む）
第3回 越谷 満席	平成30年2月23日（金） サンシティホール（南越谷・新越谷） 満席のため受付を終了しました。	14:00～ 16:00	※ 埼玉労働局には駐車場はありません。 サンシティホールの地下駐車場は 110円/30分

2 会場

第1回 熊谷市箱田5-13-1 消費生活センター 熊谷 2階 雇用保険説明会場

第2回 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 14階 雇用保険説明会場

第3回 越谷市南越谷1-2876-1 サンシティ越谷市民ホール 2階 視聴覚室

3 対象者

埼玉県内に本社、営業所、解現場等がある**解体業者・元方事業者の事業主、現場監督、作業主任者・職長、安全担当者、営業担当者等**。また、解体工事等の発注者の方も参加いただけます。

4 問合せ先

埼玉労働局 労働基準部 健康安全課 茂野・富樫（電話：048-600-6206）

5 ご予約

全会場満席となりましたので受付を終了しました。